

次期京都市食の安全安心推進計画策定に向けたこれまでの審議経過等について

時期	審議会等	内容
6月16日	第30回審議会 (諮問)	○次期計画の策定について審議会に諮問 ○「次期京都市食の安全安心推進計画策定検討部会」の設置
7月28日	第1回部会	○検討部会の進め方について ○次期計画の基本的な考え方・方向性について
8月31日	第2回部会	○第1回部会での検討結果を踏まえた次期計画の取組について ○次期計画における目標、指標の設定について
9月24日	第3回部会	○次期計画（骨子案）について
10月26日	第31回審議会 (中間報告)	○次期計画（骨子案）について
11月	パブリックコメントの実施（1月間）	
1月	第32回審議会 (答申案)	○次期計画（答申案）について
1月～2月	答申	○審議会から市長に答申
3月	次期計画の策定、公表	

次期京都市食の安全安心推進計画骨子案 (令和3年度～令和7年度)

目次

- 1 計画策定の背景 P1
- 2 推進計画の基本的事項 P2
 - (1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割
 - (2) 目指すべき姿
 - (3) 推進計画の位置付け
 - (4) 推進計画の期間
- 3 施策の展開 P3
 - (1) 施策の体系
 - (2) 基本施策
 - (3) 施策の進行管理
 - (4) 主な個別施策
- 4 推進計画の推進体制及び進行管理 P10
 - (1) 推進計画の推進体制
 - (2) 推進計画の進行管理

1 計画策定の背景

計画策定の趣旨

京都市では、食品等事業者や市民及び観光旅行者（以下「市民等」といいます。）の皆様と協働しながら、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図り、信頼を得ることを目的として、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」（以下「条例」といいます。）を平成22年4月に施行しました。

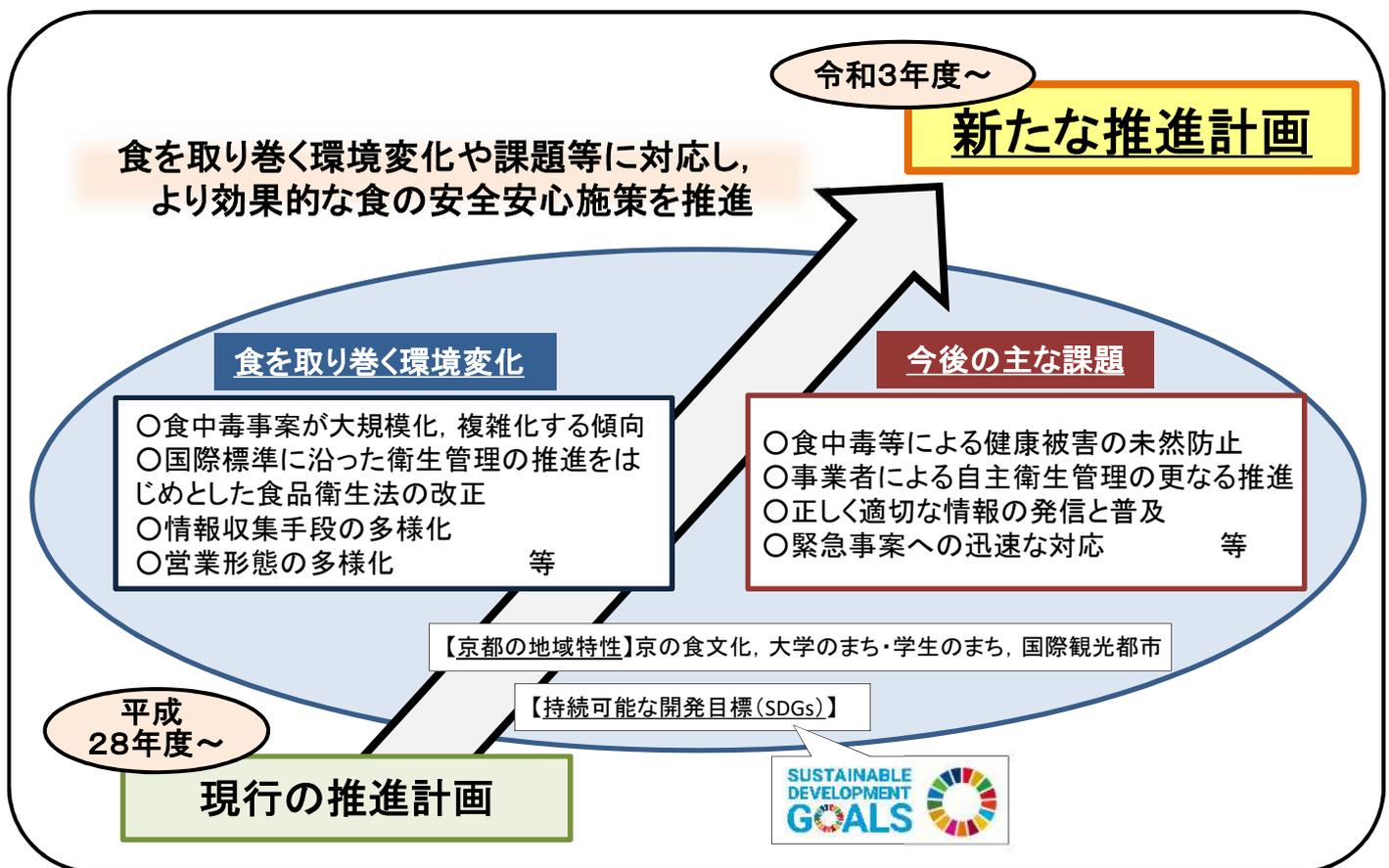
条例に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に「京都市食の安全安心推進計画（平成23年度～27年度）」を、平成28年3月には「第2期京都市食の安全安心推進計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、市民、食品等事業者の皆様とともに、京都の食の安全安心を確保するための取組を進めてきました。また、計画策定後に発生した食の安全性に関わる様々な問題に迅速に対応してきました。

近年、食品流通の広域化・複雑化等を背景とした広域散发食中毒事案、食品衛生法の改正、社会情勢の変化に伴う営業形態の多様化など、食を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、新たな課題や問題に対応するため、令和3年度以降の新たな推進計画を策定します。

新たな推進計画の策定

これまでの推進計画の目指すべき姿や施策の体系を継承することを基本としつつ、近年の食を取り巻く状況変化や課題等を踏まえ令和3年度からの新たな推進計画を策定します



2 推進計画の基本的事項

(1) 推進計画の基本理念及び各主体の責務・役割

条例では、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的に、食品等の安全性の確保及び安心な食生活の実現に向け様々な施策を講じることとしています。

条例に掲げる3つの基本理念にのっとり、京都市、食品等事業者及び市民等の皆様がそれぞれの責務と役割を担い、食の安全安心施策に取り組みます。

(2) 目指すべき姿

条例に掲げる基本理念や各主体の責務と役割を踏まえて、食の安全安心に関する問題に対応するとともに、より効果的に食の安全安心施策を推進し、「**食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち**」を目指します。

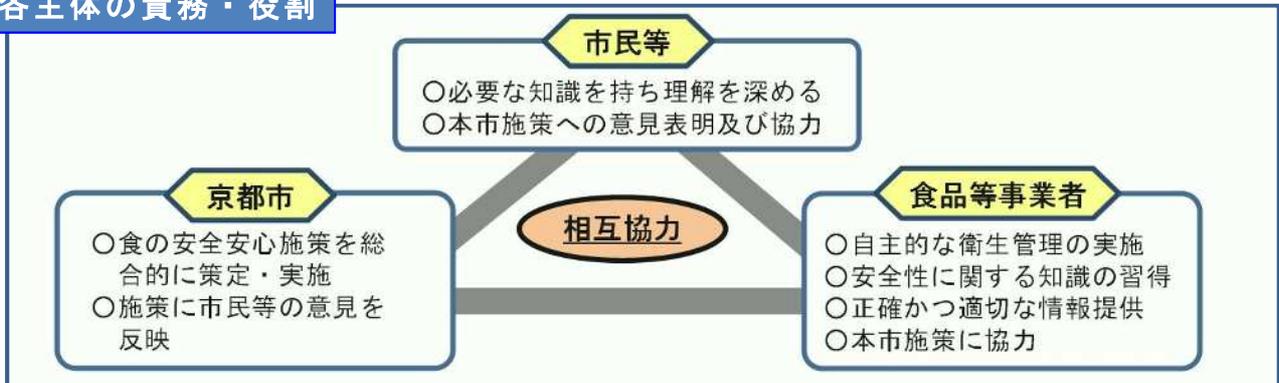
条例に掲げる3つの基本理念

- 1 市民の健康の保護を最優先とした取組
- 2 食品等の生産から販売に至る一連の行程における安全管理
- 3 科学的知見に基づく健康被害の未然防止

目指すべき姿

食の安全性が確保され、
安心して食生活を営むことができる京のまち

各主体の責務・役割

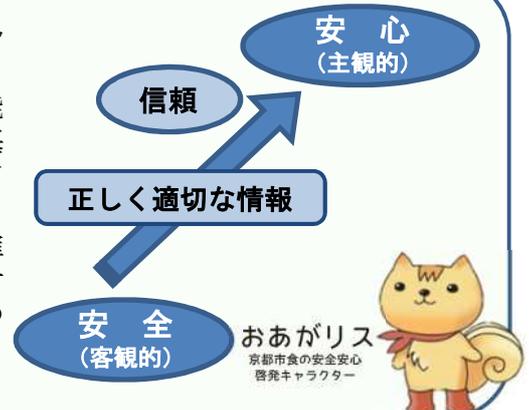


食の「安全」と「安心」の考え方について

食品の「安全」が確保されていたとしても、必ずしも消費者の「安心」につながるものではありません。

「安全」とは、客観的なものであり、食品は危害を及ぼす可能性（リスク）があることを前提に、最新の科学的な根拠に基づいて、健康への影響が及ばない範囲まで予防、抑制されている状態をいいます。

「安心」とは、個人の主観的なものであり、食品の安全性の確保に向けた行政や食品事業者の様々な取組について、消費者が十分に正しく適切な情報を得て理解するとともに、多くの消費者の納得が得られ、信頼が構築されている状態をいいます。



おあがりス
京都市食の安全安心
啓発キャラクター



(3) 推進計画の位置付け

推進計画は、条例第9条に基づき、「京都市食の安全安心推進審議会」の意見を踏まえ、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や取組等について定めるものです。

また、「京都市基本計画」の分野別計画に位置付け、関連分野と整合、連携を図りながら、各種施策を推進します。

(4) 推進計画の期間

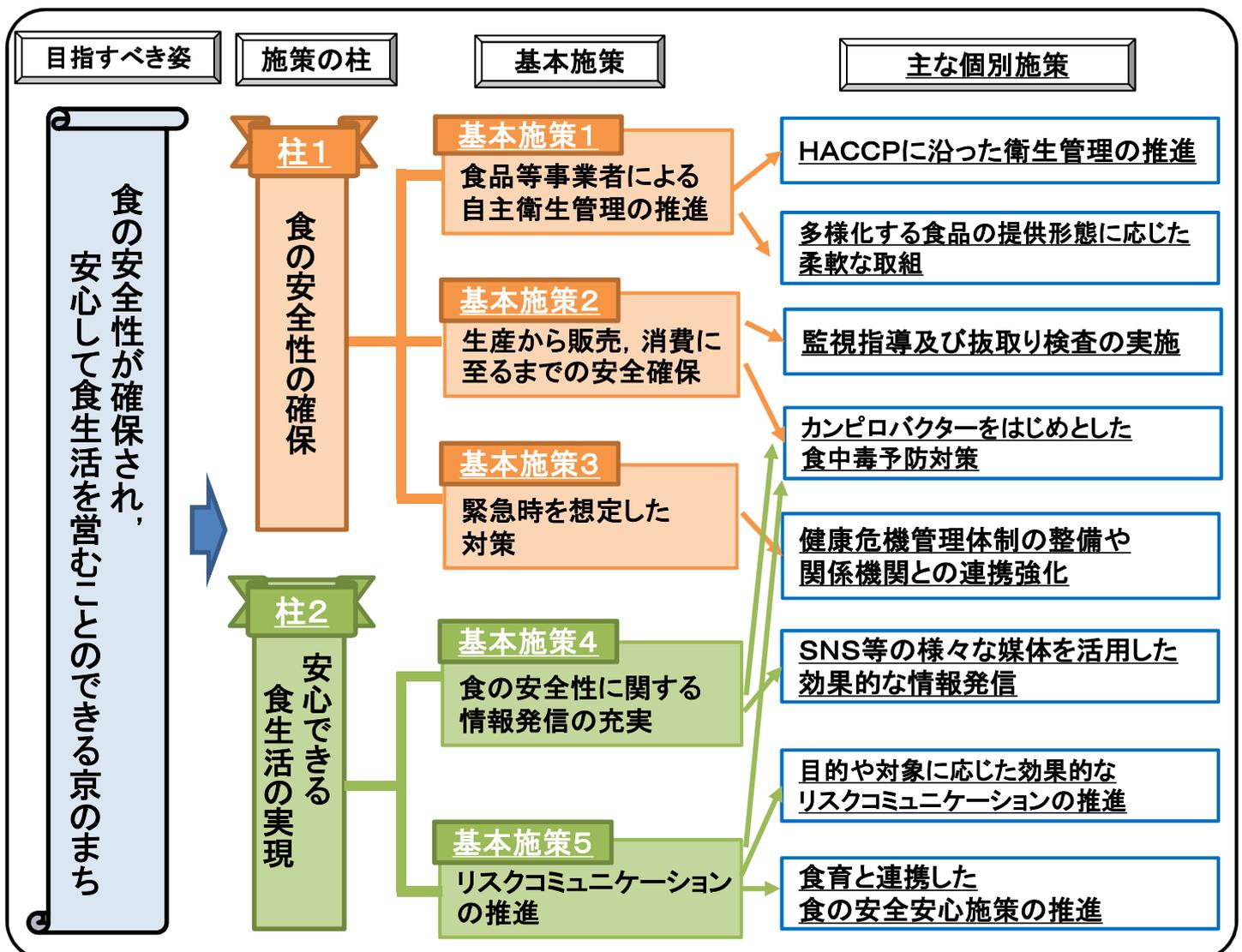
令和3年度（令和3年4月1日）から令和7年度（令和8年3月31日）までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、想定外の事案（新たなリスクの顕在化等）や科学技術の進歩、関連する法令の改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 施策の展開

(1) 施策の体系

「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」の実現に向け、「食の安全性の確保」と「安心できる食生活の実現」の2つを施策の柱とし、それぞれに基本施策を掲げ様々な個別施策を展開していきます。



(2) 基本施策

2つの施策の柱には、それぞれに基本施策を掲げ、様々な個別施策を展開していきます。

5つの基本施策

柱1

食の安全性の確保

施策1 食品等事業者による自主衛生管理の推進

食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を更に推進するため、国際標準のHACCPに沿った衛生管理の推進や京都市独自の「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の活用を図ります。

施策2 生産から販売、消費に至るまでの安全確保

農薬の適正使用や家畜衛生防疫対策の徹底、食品製造業者や販売業者等への効率的、効果的な監視指導や検査、さらには適切な食品表示やアレルギー物質対策を推進し、食中毒の発生や流通食品の違反件数を減少させます。

施策3 緊急時を想定した対策

日常から、食品の安全に係る事故発生に備えた危機管理体制を整備するとともに、対応する人材の育成及び資質向上を図ることで、緊急時に迅速に対応できる環境づくりを目指します。

柱2

安心できる食生活の実現

施策4 食の安全性に関する情報発信の充実

市民や観光旅行者等に向け、情報収集手段の多様化を踏まえ様々な媒体を活用して、食の安全性に関する情報を継続的に発信します。

施策5 リスクコミュニケーションの推進

消費者、食品等事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見を交換する機会を設け、食品の安全性について相互理解を図ります。

(3) 施策の進行管理

「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」の実現を目指し、個別施策の取組を総合的に評価する目安として、2つの施策の柱（①「食の安全性の確保」、②「安心できる食生活の実現」）ごとに指標を設定します。

【柱1】食の安全性の確保

⇒食品の生産から販売に至る各段階において、主に京都市や食品等事業者による様々な取組の推進

【柱2】安心できる食生活の実現

⇒市民や観光旅行者等に対し、京都市や食品等事業者が積極的に情報提供し、正しい理解と信頼を得るための取組の推進

【柱1】食の安全性の確保

指標	ねらい	目標値	平均値 (H22～R1)
健康被害の防止			
重篤又は大規模食中毒発生件数	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロとする。	0件	2件
食中毒発生件数	食中毒の発生を減少させる。	10件以下	13件
安全な食品の流通			
収去(抜取り)検査での違反件数(市内製造食品)	市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	2件
自主回収着手の届出件数		10件以下	20件
自主衛生管理の推進			
HACCPに沿った衛生管理の定着率	HACCPに沿った衛生管理を定着させる。	100%	—

【柱2】安心できる食生活の実現

指標	ねらい	目標値	平均値 (H22～R1)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体を活用し、食の安全安心に関する情報を提供する。	60回以上	38回
食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、京都市のホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	11,966人 (講習会、イベント参加人数)
市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	リスクコミュニケーション参加者に対し内容の理解度を確認し、食の安全安心に関する理解の促進を図る。	100%	—

(4) 主な個別施策

関連する主な施策

1 HACCPに沿った衛生管理の推進

施策 1

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、原則として全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。

このため京都市では、施設への立入調査や講習会等のあらゆる機会を活用して指導や助言等を行い、食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理を導入・定着させるとともに、適切な衛生管理の取組を後押しします。

また、更なる衛生管理の向上につなげるため、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度も活用します。

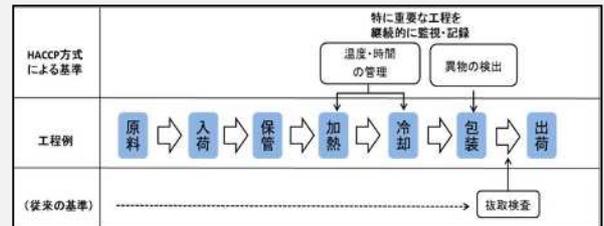
さらに、HACCPに沿った衛生管理の導入支援を適切に実施するため、国等が開催するHACCPに関する研修会への参加や日常業務を通じた研さん等により、指導・助言等を行う本市食品衛生監視員の資質向上に努めます。

HACCPとは

○HACCPとは、微生物による汚染や金属の混入等の危害を分析したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する衛生管理の手法。従来の基準に比べ、問題のある製品の出荷をより効果的に防止することができ、事故等の原因追究や改善が容易となります。

○先進国を中心に義務化が進められています。

○日本では、平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。



京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度とは

○食品等事業者の自主的な衛生管理の取組を京都市が評価し、認証する、HACCPによる衛生管理の考え方を一部取り入れた京都市独自の制度です。

○食品等事業者自らが、自主的な衛生管理の取組を推進することで、食中毒の発生や異物混入等を低減し、市民の皆様に、より安全な食品が提供されることを目的としています。



2 多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組

施策 1

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により食品のテイクアウトやデリバリーを行う食品等事業者が増加するなど、社会情勢等により食品の提供形態は変化します。

京都市では、このような変化に対応した柔軟な取組を展開し、安全な食品が提供されるよう適切な衛生管理について指導、助言等を行います。

また、子ども食堂など、営業とはみなされない事業主体においても、食品の安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう指導、助言等を行い、取組の後押しを行います。

3 監視指導及び抜取り検査の実施

施策2

食品衛生法に基づき毎年度策定する「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設への監視指導や市内で製造、販売されている食品の抜取り検査を実施し、違反食品の流通防止や食中毒の未然防止、施設の衛生管理の向上を図ります。

また、監視指導や検査については、京都の特性や食品の流通形態、社会情勢の変化などにも柔軟に対応しながら効率的、効果的に実施します。



4 カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策

施策2

近年の京都市における食中毒の傾向としてカンピロバクター及びノロウイルスを原因とするものが依然として上位を占めています。

カンピロバクターによる食中毒は、鶏肉の生食や加熱不足を原因として、特に若年層で多発していることから、食品等事業者及び消費者双方に鶏肉の生食のリスクについて啓発することが必要です。

また、ノロウイルスによる食中毒は、調理従事者を介した食品の汚染による発生事例が散見されることから、食品等事業者に対して、食品の適切な取扱いや十分な手洗い等、二次汚染対策について啓発することが必要です。

このように、食中毒菌の特徴や過去の事例等を踏まえて食品等事業者及び消費者双方に適切な啓発を行い、カンピロバクターをはじめとした食中毒の未然防止を図ります。



5 健康危機管理体制の整備や関係機関との連携強化

施策3

食中毒等の健康危機事案の発生に備え、京都市では、日常から緊急連絡網や対応マニュアルなどを整備するとともに、広域連携協議会等を活用し、関係機関との情報の共有や連携体制の構築を推進します。

また、食中毒等の健康危機事案が発生した場合は、全市で一つの拠点に集約した医療衛生センターのスケールメリットを活かした迅速かつ柔軟な対応を図ります。

さらに、原因究明や被害拡大防止措置を迅速かつ的確に実施するため、国等が開催する食品衛生に関する研修会への参加や日常業務を通じた研さん等により、施設調査等を行う食品衛生監視員の資質向上に努めます。

6 SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信

施策4

食に関する様々な情報が氾濫する中、食の安全安心の確保を図るためには、消費者の方が必要な知識を持ち、理解を深めることが重要です。

このため、食の安全安心に関する情報が気軽に得られるよう、各年代ごとの情報収集手段の特徴を踏まえ、様々な媒体を複合的に活用して情報発信に努めます。



年代によって
情報収集手段が
異なるね!



出典：総務省情報通信政策研究所
「令和元年度 情報通信メディアの
利用時間と情報行動に関する調査」

令和元年度 利用しているテキスト系ニュースサービス

	紙の新聞	新聞社の有料 ニュースサイト	新聞社の無料 ニュースサイト	ポータルサイト によるニュース配信	ソーシャルメディア によるニュース配信	キュレーション サービス	いずれの方法でも 読んでいない
全年代(N=1500)	49.2%	2.7%	12.1%	67.1%	44.1%	16.9%	6.0%
10代(N=142)	23.2%	0.7%	12.0%	47.2%	62.0%	12.7%	14.1%
20代(N=211)	21.3%	2.8%	11.8%	71.1%	56.9%	16.6%	9.0%
30代(N=253)	30.8%	1.6%	11.5%	75.1%	51.4%	19.8%	6.3%
40代(N=326)	50.0%	3.1%	13.2%	79.1%	44.2%	16.6%	4.3%
50代(N=278)	67.3%	3.6%	13.7%	74.1%	40.3%	16.9%	1.4%
60代(N=290)	80.0%	3.1%	10.3%	46.9%	23.1%	16.9%	5.9%
男性(N=758)	50.4%	2.9%	13.5%	69.4%	34.7%	17.9%	6.5%
女性(N=742)	48.0%	2.4%	10.8%	64.8%	53.6%	15.8%	5.5%

令和元年度 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率

	全年代(N=1500)	10代(N=142)	20代(N=211)	30代(N=253)	40代(N=326)	50代(N=278)	60代(N=290)	男性(N=758)	女性(N=742)
LINE	86.9%	94.4%	95.7%	94.9%	89.3%	86.3%	67.9%	85.1%	88.8%
Twitter	38.7%	49.0%	49.7%	47.8%	33.4%	28.1%	9.3%	41.8%	35.4%
Facebook	32.7%	28.9%	39.3%	48.2%	35.9%	33.5%	12.1%	33.4%	32.1%
Instagram	37.8%	63.4%	64.0%	48.6%	32.5%	30.9%	9.3%	31.9%	43.8%
mixi	4.1%	1.4%	6.6%	5.1%	4.0%	4.7%	2.1%	4.0%	4.2%
GREE	2.1%	1.4%	4.3%	1.2%	3.7%	1.1%	0.7%	2.5%	1.6%
Nobage	4.2%	7.7%	8.1%	4.7%	3.7%	2.2%	1.7%	5.9%	2.4%
Snapchat	2.9%	12.7%	2.8%	3.2%	1.8%	0.7%	1.4%	3.0%	2.8%
TikTok	12.5%	47.9%	20.4%	12.6%	5.5%	6.5%	2.8%	11.3%	13.6%
YouTube	73.4%	93.7%	91.5%	85.4%	81.3%	75.2%	44.8%	79.7%	73.0%
ニコニコ動画	17.4%	30.3%	33.2%	20.6%	12.3%	14.4%	5.5%	20.4%	14.3%

7 目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進

施策5

食の安全安心について自ら関心を持ち、正しい知識を広め、行動できる人材の育成を目指します。「大学のまち・学生のまち」である京都の地域特性を踏まえ、特に将来の担い手である学生をはじめとした子ども・若者に対するリスクコミュニケーションを推進します。



リスクコミュニケーションとは

○市民、食品等事業者及び行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換し、食品の安全性についての理解を深めること。

8 食育と連携した食の安全安心施策の推進

施策5

健康で豊かな食生活を送るためには、食品の安全性が確保されているほか、食に関心を持ち、自ら健全な食生活を実践する必要があります。

このため、食に関する施策の両輪として、食育事業と連携して取組を進めていきます。特に「食育指導員」による食育活動を通じ、保育園児や小学生のみならず、学生、成人への食の安全安心に関する情報発信を重点的にを行います。

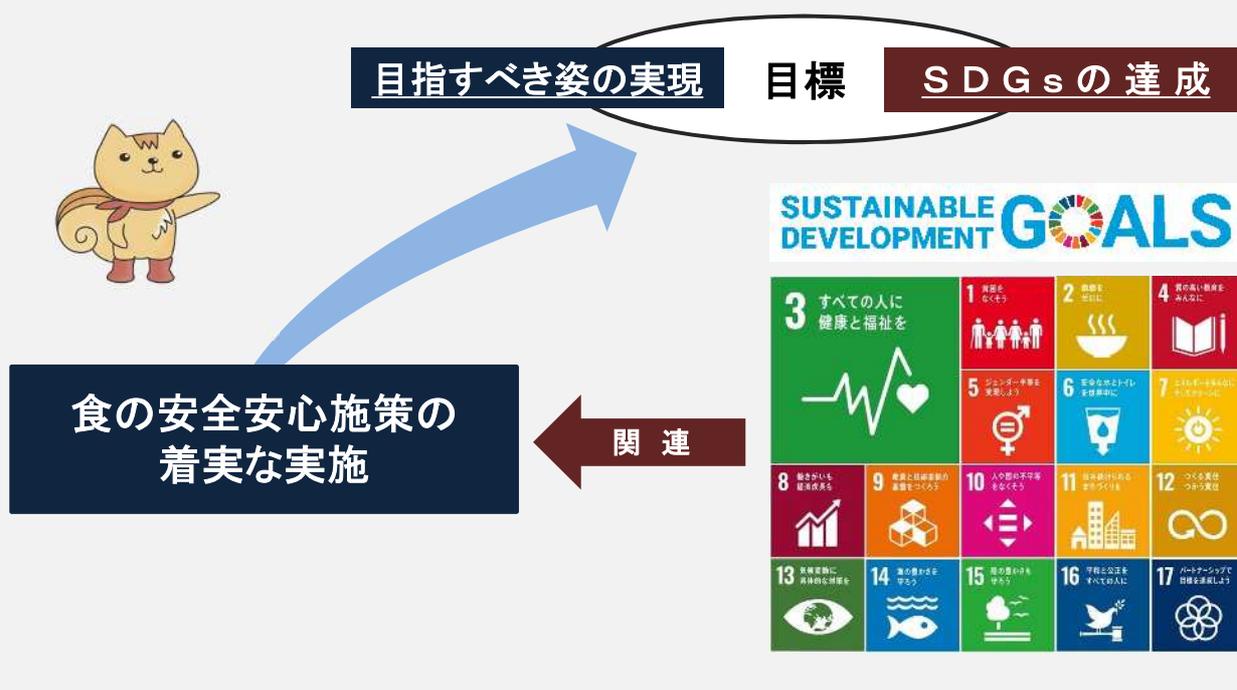


SDGsと推進計画の主な関連

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連において、気候変動、自然災害、生物多様性などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標です。目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

推進計画に掲げる目指すべき姿「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」はSDGsが掲げる「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」に深く関わるものです。また、食品の安全性が向上した結果、食品事故に伴う食品廃棄の減少につながることから、「ゴール1 2：つくる責任つかう責任」にも通じているなど、食の安全安心施策は、「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」を中心に、様々なゴールにつながっています。

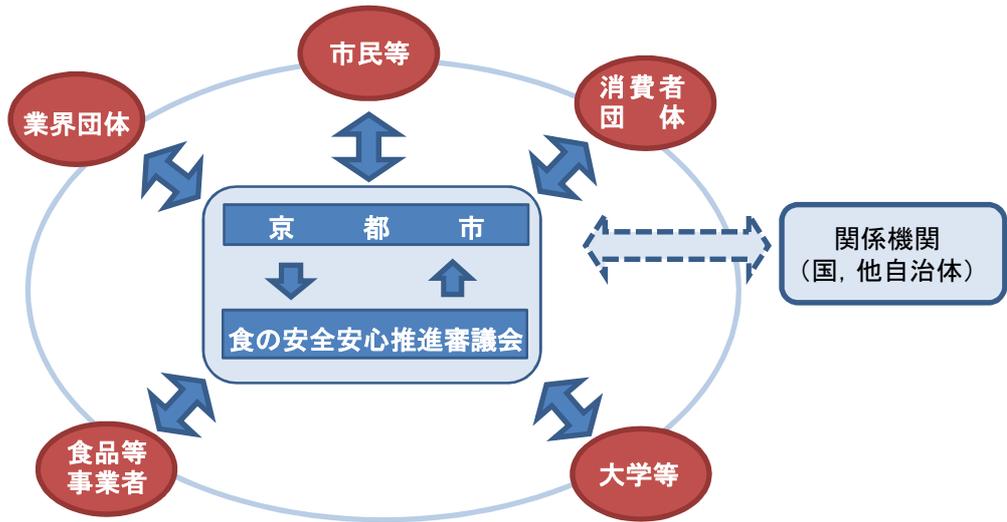
SDGsの達成も視野に入れて食の安全安心施策を着実に実施することにより、目指すべき姿を実現させるとともに、「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」をはじめとしたSDGsの達成に寄与します。



4 推進計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進計画の推進体制

推進計画に定める施策の推進に当たっては、市民等や食品等事業者との協働の下、食の安全安心推進審議会や庁内関係部局と連携しながら各種施策に取り組みます。



(2) 推進計画の進行管理

P D C A（計画，実施，点検，見直し）の考え方にに基づき，進行管理を行います。

施策の実施状況については，毎年度とりまとめ，食の安全安心推進審議会からの評価を得た後，公表します。

なお，評価の結果，施策の内容等に変更が必要な場合には，適宜，見直しや改善を図ります。

